中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則（平成六年厚生省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一号中「十五万八千三百円」を「十五万七千二百円」に、「七万九千百五十円」を「七万八千六百円」に改め、同条第二号イ中「十五万七千五百円」を「十五万六千四百円」に改め、同号ロ中「七万八千七百五十円」を「七万八千二百円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十五年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成二十五年九月三十日以前に本邦に上陸した中国残留邦人等に係る自立支度金の額については、なお従前の例による。